

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）」に対する意見募集の結果について

令和4年3月25日

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）」（変更案）について、令和4年2月4日～2月23日まで意見の募集を行ったところ、382件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので公表いたします。

取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見は、適宜要約しております。また、異なる複数の内容を含む御意見については、当該御意見を内容に応じて整理したものもあり、御意見の数と集計上の御意見の件数は一致しません。

なお、今回の意見募集の対象となる事項についてのみ別紙に掲載しておりますが、取り上げていない御意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

御意見をお寄せいただきました皆様には厚く御礼申し上げます。

※ 以下の【御意見に対する考え方】の欄においては、基本計画上の記載に則り、次の略称を用いております。

- ・ 今般変更を行った「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」 → 「本基本計画」
- ・ 平成31年4月19日に閣議決定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」 → 「平成31年基本計画」
- ・ ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号） → 「基本法」

いただいた主な御意見（概要）	御意見に対する考え方
本文の用語に関する御意見	
本文中でギャンブル等に対して「のめり込む」と使われているが、この「のめり込む」という表現を「依存症」とするべき。	基本法第2条において、「ギャンブル等依存症」を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう」としていることから、本基本計画においてもギャンブル等に対して「のめり込む」という用語を使用しております。
はじめに及び第一章に関する御意見	
宝くじやスポーツ振興くじに関してもギャンブル等依存症対策として基本計画の対象とするべき。	宝くじ及びスポーツ振興くじについては、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の議論を踏まえ、本基本計画において関係事業者の取組の対象となっているギャンブル等と宝くじ及びスポーツ振興くじとの関係も含めた実態を把握できるように基本法第23条に基づく実態調査を実施することとしております。
ゲームについてもギャンブル等依存症対策として基本計画の対象とするべき。	基本法第2条において、「ギャンブル等」を「法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為」としており、一般的なゲームは第2条における「ギャンブル等」に基本的に該当しないと考えているため、ギャンブル等依存症対策の対象とはしていません。
FXについてもギャンブル等依存症対策として基本計画の対象とするべき。	基本法第2条において、「ギャンブル等」を「法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為」としており、FXをはじめとする金融商品取引は第2条における「ギャンブル等」に基本的に該当しないと考えているため、ギャンブル等依存症対策の対象とはしていません。
カジノについてもギャンブル等依存症対策として基本計画の対象とするべき。	カジノは現在国内において行われていないため、現時点では基本計画の対象とはしていません。なお、カジノへの依存防止対策については、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）などに基づき、現在、必要な手続きをカジノ管理委員会において着実に進めています。
ギャンブル等依存症対策を積極的に推進するべき。	ギャンブル等依存症対策の目標は、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築することであり、対策の実効性を最大限に確保するためには、徹底した計画的な取組を推進することが重要であり、基本法の規定に沿って、適切にギャンブル等依存症対策を推進してまいります。
ギャンブル等依存症問題啓発週間を現在の5月から移動するべき。	基本法第10条において、同条第1項で「国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。」とした上で、続く第2項で「ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。」としております。このように「ギャンブル等依存症問題啓発週間」は法律に規定されている事項となっております。なお、政府及び関係事業者においては、ギャンブル等依存症問題啓発週間に限らず、年間を通じてギャンブル等依存症問題の普及啓発に取り組んでおります。
ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の委員の人選を再考するべき。	ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の委員には、基本法第33条第2項の規定に基づき、「ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者」、「関係事業者」及び「ギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者」が適切に選任されております。なお、ギャンブル等依存症対策推進本部令第1条第1項では、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の委員の任期は2年と規定されておりますので、今後の委員任命においても上記法規定に従い、適切に手続を進めてまいります。
ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の開催回数が少ないのではないか。	ギャンブル等依存症対策推進関係者会議については、令和3年4月～令和4年3月の期間において4回の会議を開催しております。

<p>地域における取組や地域における連携協力を推進するべき。</p>	<p>都道府県等における依存症対策の取組に係る事項として、例えば、各都道府県において都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「都道府県計画」という。）の策定が進んでおり、内閣官房においてはこれまでも都道府県計画の策定支援を行ってまいりました。本基本計画においても、未策定の都道府県に対して支援を行うとともに、都道府県計画の変更を行うこととした都道府県に対して支援を行うこととしております。また、その他の都道府県等における依存症対策の取組として、例えば、都道府県及び政令指定都市において、連携会議の設置が進んでおります。本基本計画において、関係省庁は関係機関への通知の発出を通じて、連携会議への参画を促進してまいります。なお、連携会議の開催頻度等の詳細な会議の運営については、地域の実情等を踏まえ、当該地域において適切に判断されているものと承知しております。</p>
<p>第Ⅱ章 I-1・2・3関係（公営競技における取組関係）の御意見</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公営競技の広告宣伝を規制するべき。 ○ 広告指針を作成する際には当事者やその家族の意見を聴いて策定するべき。 ○ 各主催者等から事業の委託を受けた事業者による広告宣伝も規制するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでも公営競技施行者連絡協議会において広告・宣伝に関する全国的な指針の検討を進め、令和3年度に策定・公表を行うなどの取組をしております。本基本計画においては、更なる対策の強化のため、全国的な指針を踏まえた各主催者等による自主的な指針を策定・運用するとともに、今後も内容の充実や必要な見直しを行うこととしております。 ○ 今後、各主催者等において策定されることとなる自主的な指針については、各主催者等において、適切な策定手続が踏まれるものと承知しております。 ○ 令和4年3月に策定・公表した指針においては、各主催者等から事業の委託を受けた事業者も適用対象となっております。
<p>家族申告によるアクセス制限の要件緩和やマイナンバーカード等を用いた入場の管理等を行うべき。</p>	<p>本基本計画においては、アクセス制限制度の積極的な周知や警備員の配置・巡回の実施による入場制限者の把握・入場制限について着実に実施することとしております。なお、制度の運用にあたり、いただいた意見を参考とするよう、関係省庁より各主催者等へ伝達いたします。</p>
<p>個人認証システムの導入時期を明記するべき。</p>	<p>個人認証システムについては、今後の技術や個人情報の取扱いに係る社会的理解の進展等も踏まえる必要があることから、導入等に関する時期を具体的に定めることはしておりません。なお、本基本計画においては、入場制限者等をより効率的に特定するための支援ツールである個人認証システムの研究については、今後の技術や個人情報の取扱いに係る社会的理解の進展等も踏まえつつ、入場制限者等をより効率的かつ低コストで特定するための技術に関する調査を行うこととしております。</p>
<p>競走場・場外発売所における20歳未満の者の投票券の購入禁止を徹底するべき。</p>	<p>本基本計画においては、例えば、各主催者等において、警備員の配置・巡回の実施による20歳未満の者の購入禁止を徹底するほか、個人認証システムの研究については、今後の技術や個人情報の取扱いに係る社会的理解の進展等も踏まえつつ、20歳未満の者の判定をより効率的かつ低コストで特定するための技術に関する調査を行うこととしております。</p>

<p>○ インターネット投票サイトでのギャンブル等依存症に関する注意喚起を強化すべき。</p> <p>○ インターネット投票における家族申告によるアクセス制限の要件を緩和するべき。</p>	<p>○ 本基本計画において、次の取組を行うこととしております。まず、競輪及びオートレースにおいて、購入限度額設定システムを令和4年度末までに導入することとしております。さらに、各主催者等において、インターネット投票サイトにおける注意喚起標語の表示、相談窓口の案内の掲載等を実施するとともに、アクセス制限制度や購入限度額設定システムの周知を図ることとしております。加えて、インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、インターネット投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法について検討を行い、令和6年度までを目指して導入することとしており、新たな表示方法の導入までの間においても、インターネット投票サイトにおいて常時の注意喚起の表示を行うこととしております。</p> <p>○ これまでもギャンブル等依存症である者等又はその家族からの申告に基づき、各主催者等において利用停止措置を実施しております。また、本人がインターネット投票での購入限度額の設定を望む場合に対応した購入限度額設定システムについて、競馬及びモーターボート競走においては、令和2年度に導入しております。なお、制度の運用にあたり、いただいた意見を参考とするよう、関係省庁より各主催者等へ伝達いたします。</p>
<p>各競走場・場外発売所のATMの撤去を前倒しするべき。</p>	<p>本基本計画において、残りのATMについても現行契約の更新を行わず、計画どおり令和5年度までに全て撤去することとしております。なお、これまでも現契約の更新は行わず撤去することを決定し、計画どおり順次撤去を行っております。</p>
<p>自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援の在り方を再考するべき。</p>	<p>本基本計画において、公営競技間で連携し、経済的支援を必要とする自助グループをはじめとする民間団体等が支援を受けられるよう周知を図るとともに、必要な支援内容等の見直しを行うこととしております。なお、これまでも各公営競技間で支援するための体制整備（人員配置、予算執行体制等）、対象団体の選定方法や支援方法等について検討・調整を進め、令和3年度から公募を開始しております。</p>
<p>その他、公営競技における取組に関する意見</p>	<p>ギャンブル等依存症対策を講ずるにあたっての参考とするよう、関係省庁より各主催者等へ伝達いたします。</p>

第Ⅱ章 I-4 関係（ぱちんこにおける取組関係）の御意見	
ぱちんこの広告宣伝をより効果的に規制するべき。	これまでも令和元年度に注意喚起標語（「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」「パチンコ・パチスロは18歳になってから。」）の一定の大きさや時間の確保等を盛り込んだ広告・宣伝に関する全国的な指針を策定・公表する取組を行っております。本基本計画においては、同指針に基づいた取組を推進するとともに、毎年度、同指針に基づいた対応が講じられているか取組状況の調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ標語や掲載方法の見直し等を検討することとしております。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人・家族申告によるアクセス制限の要件緩和やマイナンバーカード等を用いた入店の管理等を行うべき。 ○ 各店舗への申請が必要である現状を改善するべき。 	本基本計画においては、新たに自己申告・家族申告プログラムに関する新たな共通標語デザインを策定・活用してプログラムを周知するなど、プログラムの利用促進に向けた広報の取組を強化し、令和6年度までにチェーン店において一斉申告を可能とする手続ガイドを作成するなど、個別店舗に対して申込みをしなければならない現行制度の負担の軽減を行うほか、将来的には各都府県方面遊技業組合や隣接都府県方面遊技業組合内における複数店舗への一斉申告を可能とするシステム構築を検討することとし、また、申告対象者の把握を容易にするための個人認証システム等の活用について検討することとしております。なお、制度の運用にあたり、いただいた意見を参考とするよう、関係省庁より各事業者等へ伝達いたします。
ぱちんこ営業所への入店時における年齢確認を徹底するべき。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第22条第1項第5号において、18歳未満の者をぱちんこ営業所に客として立ち入らせることは禁止されているところ、これまでも令和元年度にぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程を策定し、18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を原則化するなどの取組を行っております。本基本計画においては、注意喚起表示などの告知物を有効活用し、身分証明書による年齢確認を徹底するとともに、毎年度、実施状況調査を行い、実施状況を把握することとしております。
ぱちんこ営業所のATM等の撤去等の取組に対する賛否の意見。	これまでも、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程にぱちんこ営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの撤去等に関する内容が盛り込まれたほか、一部の企業において、ぱちんこ営業所内に設置されている全てのATMについて契約更新を行わないことなどにより撤去等が推進されているところです。本基本計画においては、ぱちんこ営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進していくこととしております。
遊技機の射幸性を抑止するべき。	これまでも警察庁においては、ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）の改正を行い、平成30年2月から施行しております。本基本計画においては、各ぱちんこ営業所において、出玉規制が強化され射幸性が抑制された新基準に適合した遊技機を用いて、風営適正化法の下、適正営業を推進することとしております。
自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援の在り方を再考するべき。	これまでも、ぱちんこ営業者団体である全日本遊技事業協同組合連合会の拠出により設立された全日本社会貢献団体機構を改組し、ギャンブル等依存症である者等が支え合って回復を図る活動等を行っている民間団体等に対する支援を実施する機関として、一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構を設立し、令和元年度以降、同機構から、依存問題に取り組む民間団体等に対して助成を行うとともに、毎年度、実績報告書を作成・公表しております。また、ぱちんこ営業所経営企業等により、依存問題に取り組む民間団体等に対する寄付等も毎年度行われております。本基本計画においては、依存問題に取り組む民間団体等に対する助成を行うとともに、毎年度、実績報告書を作成し、公表することとしております。

<p>自己申告・家族申告プログラムの導入状況についてのこれまでの実施状況とその評価において、平成31年基本計画の「目標を達成した」としている根拠が不明。</p>	<p>平成31年基本計画においては、令和元年度以降に自己申告・家族申告プログラムの周知を強化すること、令和元年度中に本人の同意のない家族申告による入店制限を導入すること、令和3年度までに申込み手続に係る負担軽減に資する取組を実施すること等を目標等として設定してきたところ、これらは既に実施されていることから、このような評価としております。なお、平成31年基本計画策定時における自己申告・家族申告プログラムの導入店舗数に比して両プログラムの導入店舗数は増加しています。</p>
<p>上記の他、ぱちんこにおける取組に関する御意見</p>	<p>ギャンブル等依存症対策を講ずるにあたっての参考とするよう、関係省庁より各事業者等へ伝達いたします。</p>
<p>第Ⅱ章 Ⅱ～Ⅴ関係の御意見</p>	
<p>予防教育・普及啓発を積極的に推進するべき。</p>	<p>ギャンブル等依存症問題に関する予防教育や普及啓発に関し、関係省庁においてはこれまでも様々な取組を講じてきたところ、本基本計画においては、第二章の「Ⅱ 予防教育・普及啓発」にある様々な施策を講ずることとしております。</p>
<p>地域における関係機関の連携協力を積極的に推進するべき。</p>	<p>地域における包括的な連携協力体制の構築のために、関係省庁においてはこれまでも様々な取組を講じてきたところ、本基本計画においては、「各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現」にある様々な施策を講ずることとしております。</p>
<p>ギャンブル等依存症に係る治療を保険適用の対象とするべき。</p>	<p>ギャンブル等依存症に係る専門的な治療である「ギャンブル障害の標準的治療プログラム」が令和2年度診療報酬改定において保険適用の対象となっております。</p>
<p>医師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、心理士などの人材を育成するべき。</p>	<p>これまでも左記の職種に係る人材育成のための様々な取組を講じてきたところ、本基本計画においては、「全都道府県・政令指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の早期整備を含む精神科医療の充実」、「ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の実施」や「保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士の養成」にある施策を講ずることで左記の職種に係る人材の確保を図ることとしております。</p>
<p>日本司法支援センターにおける研修に刑事事件に関する内容も加えるべき。</p>	<p>日本司法支援センターにおいてはこれまでも、刑事事件一般の内容も含む様々な研修を実施し、職員の知見及び能力向上を図っております。なお、本基本計画においては、日本司法支援センターは多重債務問題を含む法的問題を抱えた方に対し、問合せ内容に応じた適切な法制度や相談窓口に関する情報を提供するため、職員向けの研修等を活用して相談体制を強化するとともに、各地域の包括的な連携協力体制への参画について、引き続き促進を図ることとしております。</p>
<p>自助グループをはじめとする民間団体への財政支援を積極的に行うべき。</p>	<p>これまでも厚生労働省において支援制度を様々な機会をとらえて周知するとともに、障害者福祉目的の補助金である地域生活支援促進事業による都道府県等への財政支援を通じた地域における自助グループなどの民間団体の取組の支援や、依存症民間団体支援事業による全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体が行う取組の支援を行っているほか、活動事例の共有を行っております。本基本計画においては、厚生労働省において都道府県等への財政支援を通じた地域における民間団体の支援を実施するとともに、全国規模又は広域で依存症の問題に取り組む民間団体への支援の実施をすることとしております。さらに、都道府県等の相談機関における民間団体と連携した相談活動や、都道府県等が地域の相談窓口として民間団体を含めて周知する等の連携した普及啓発などの取組の実施を促進することとしております。また、総務省において地域生活支援促進事業における依存症の問題に取り組む民間団体支援事業の地方負担について同事業の実施状況等を踏まえつつ、引き続き適切に地方交付税措置を講ずることとしております。</p>

ギャンブル等依存症に関する調査研究及び実態調査を推進するべき。	これまでもギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行っております。本基本計画においては、第二章の「IV 調査研究・実態調査」にある様々な施策を講ずることとしております。
貸金業・銀行業においてもギャンブル等依存症対策を行うべき。	平成30年4月には日本貸金業協会において貸付自粛制度（以下「当該制度」という。）を拡充し、ギャンブル等依存症を対象に追加するとともに、一般社団法人全国銀行協会においても、平成31年3月より、当該制度の運用を開始した上で、金融庁においてはこれまでも、当該制度についてモニタリング等を実施するとともに、民間金融機関団体と連携して周知用チラシを利用者の目につきやすい場所に設置するなど、周知を促進しております。本基本計画においては、金融庁は当該制度の運用実績についてモニタリングを行いつつ、例えば、SNSも活用したインターネット広告といった効果的な周知方法の検討及び周知を行うこととしております。
ネットバンキングにおける公営競技等に係る広告宣伝を抑止するべき。	公営競技において令和3年度に広告・宣伝に関する全国的な指針の策定・公表が行われていることを踏まえ、銀行業界においても公営競技を用いた広告を行うにあたり同指針に沿った広告を行うよう要請するなど、金融庁において適切な対応を検討いたします。
オンラインカジノへの対策を強化するべき。	今般の基本計画の変更にあたり、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議における議論等を踏まえ、オンラインカジノに係る賭博事犯も取締りの対象に含まれることを明記いたしました。
その他の御意見	
ぱちんこ営業への規制強化やぱちんこの廃止等を検討するべき。	ぱちんこ営業については、適正に営まれれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによっては、善良の風俗と清浄な風俗環境を書し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるため、これまでも風営適正化法に基づき必要な規制が行われているところ、警察庁において、引き続き、適切かつ的確な規制を行ってまいりたいと考えております。
IR誘致については反対である。	御意見として承りました。